

調査の結果	説明図表番号
<p>オ 公務員獣医師（家畜防疫員）の確保目標等の状況</p> <p>家畜防疫に関する事務は、その技術的特殊性から一定の専門的知識及び技術が要求されるため、家畜伝染病予防法第 53 条第 3 項において、都道府県知事は、都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命することとされている。</p> <p>家畜防疫員は、主に、都道府県が設置した家畜保健衛生所に配置され、当該家畜保健衛生所管内の農場や飼養家畜を対象として立入検査、指導等の家畜防疫業務を行うが、管内の農場数や飼養家畜頭羽数に見合った家畜防疫員が確保されなければ、家畜防疫に関する事務の適正な処理に支障を来すこととなる。このため、家畜伝染病予防法第 53 条第 4 項において、都道府県知事は、獣医師を都道府県の職員として採用することにより、家畜防疫に関する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならないこととされている。</p> <p>家畜防疫員の確保の前提となる獣医師については、獣医療法第 10 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が定める「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）において、その確保に関する目標の設定に関する事項を定めることとされ、都道府県は、同法第 11 条第 1 項において、基本方針に即して、獣医師の確保に関する目標を含む「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」（以下「都道府県計画」という。）を定めることができるものとされている。</p> <p>現在、平成 32 年度を目標年度とする基本方針が定められているが、その中では、産業動物獣医師（家畜等の産業動物を対象とする民間獣医師）については、都道府県計画において獣医師の確保に関する目標を設定するものとされ、その目標数の算定の考え方が示されている一方、公務員獣医師（行政機関に所属し家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる獣医師）については、「家畜伝染病に対する危機管理の観点から、都道府県に勤務する獣医師の確保を図ることとする」との基本的な考え方が示されている。</p>	<p>表 2-(4)-オ-①</p>
<p>今回、調査対象 17 道府県の都道府県計画における公務員獣医師の確保目標等の状況について調査した結果、12 県では産業動物獣医師の確保目標に加え、公務員獣医師についても確保目標を設定しており、中には、家畜保健衛生所の公務員獣医師（家畜防疫員）の確保目標まで明記しているものも 3 県（宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）みられた。</p> <p>また、公務員獣医師の確保目標を設定している 12 県（注）のうち、2 県（宮崎県及び鹿児島県）では、都道府県計画策定時の現状人数より増加させる確保目標数を設定していた。一方、残る 10 県（宮城県、岩手県、栃木県、群馬県、山梨県、愛知県、鳥取県、島根県、福岡県及び沖縄県）では、都道府県計画策定時の現状人数をほぼ維持する確保目標数を設定していた。</p> <p>（注）鳥取県については、県庁全体の公務員獣医師数、鳥取県以外の 11 県については、県農林水産関係部局の公務員獣医師数の目標を設定している。</p>	<p>表 2-(4)-オ-②</p>

表 2-(4)-オ-① 家畜防疫員に関する規定等の内容

○ 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）（抜粋）

（家畜防疫官及び家畜防疫員）

第 53 条

1・2（略）

3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

4 都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。

○ 獣医療法（昭和 4 年法律第 46 号）（抜粋）

（獣医療を提供する体制の整備のための基本方針）

第 10 条 農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 獣医療の提供に関する基本的な方向
- 二 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項
- 三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項
- 四 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項
- 五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項
- 六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

3～5（略）

（都道府県計画）

第 11 条 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2（略）

3 都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 獣医師の確保に関する目標

（以下略）

○ 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（平成 22 年 8 月 31 日農林水産大臣公表）（抜粋）

第 2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

2 獣医師の確保に関する目標

都道府県計画における獣医師の確保に関する目標は、産業動物獣医師について設定するものとし、目標年度における畜種ごとの飼養頭数又は飼養戸数を目標年度における畜種ごとの獣医師 1 人当たりの年間診療可能頭数又は戸数で除して得られた数をその確保目標とするものとする。この場合、目標年度における獣医師 1 人当たりの年間診療可能頭数又は戸数を求めるに当たっては、①産業動物獣医師の年齢構成、②最近における離職又は廃業及び新規参入の状況、③畜産農家の分布状況（平均往診時間等）、④診療施設・診療機器の整備状況、⑤獣医療関連施設の機能分担及び業務連携の状況、⑥管理獣医師の養成及び活動状況、⑦産業動物獣医師の傷病、出産・育児等による一時的な獣医師の不足に対応した診療体制の整備状況等、地域の実態を十分に踏まえつつ、診療の効率化の進ちよくを勘案することとする。

また、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、都道府県に勤務する獣医師の確保を図ることとする。

（以下略）

（注）下線は当省が付した。

表 2-(4)-才-② 調査対象 17 道府県の都道府県計画における公務員獣医師の確保目標の設定等の状況

調査対象 道府県	平成 32 年度の 公務員獣医師 確保目標設定	計画策定時の現状人数 (公務員獣医師数) (時点)	平成 32 年度の公務員 獣医師確保目標数	計画策定時の公務員獣医師数から確保目標数を 増加させている場合の理由 (現状維持を除く)	対象範囲
北海道	×	177 人 (平成 23 年 4 月)	—	—	道農政部
宮城県	○	61 人 (平成 24 年 12 月)	61 人 (現状維持)	—	県農林水産部
岩手県	○	76 人 (平成 22 年 12 月)	76 人 (現状維持)	—	県農林水産部
秋田県	×	43 人 (平成 22 年 12 月)	—	—	県農林水産部
栃木県	○	65 人 (平成 22 年 12 月)	66 人 (現状維持)	—	県農政部
群馬県	○	71 人 (平成 22 年 12 月)	71 人 (現状維持)	—	県農政部
新潟県	×	59 人 (平成 22 年度)	—	—	県農林水産部
山梨県	○	32 人 (平成 23 年度)	32 人 (現状維持)	—	県農政部
愛知県	○	107 人 (平成 23 年 12 月)	107 人 (現状維持)	—	県農林水産部
大阪府	×	31 人 (平成 23 年 12 月)	—	—	府庁全体
鳥取県	○	110 人 (平成 22 年 12 月)	108 人 (現状維持)	—	県庁全体
島根県	○	56 人 (平成 23 年 4 月)	56 人 (現状維持)	—	県家畜衛生部局
福岡県	○	60 人 (平成 22 年 12 月)	60 人 (現状維持)	—	県家畜衛生部局

調査対象道府県	平成32年度の公務員獣医師確保目標設定	計画策定時の現状人数 (公務員獣医師数) (時点)	平成32年度の公務員 獣医師確保目標数	計画策定時の公務員獣医師数から確保目標数を 増加させている場合の理由（現状維持を除く）	対象範囲
熊本県	×	63人 (平成22年12月)	—	—	県農林水産部
宮崎県	○	64人 (平成23年4月)	家畜保健衛生所の公 務員獣医師を20人程 度増員	家畜保健衛生所の獣医師一人当たりの農場数 及び飼養家畜頭羽数が他の都道府県よりも突出 して多いこと、また、平成23年の家畜伝染病予 防法改正後、家畜防疫業務の重要性が一層高ま り、家畜保健衛生所における業務量が増加した ことなどに対応するもの	県農政水産部
鹿児島県	○	97人 (うち家畜保健衛生所 81人) (平成23年4月)	110人 (うち家畜保健衛生所 94人)	平成23年の家畜伝染病予防法改正により家畜 保健衛生所の業務量が増加することが見込まれ ること、家畜防疫員一人当たりの農場数及び飼 養家畜頭羽数が全国で2番目に多いこと、その 一方で、鹿児島県における農場数は32年度まで に22%程度減少し、家畜飼養頭羽数についても わずかに減少することが見込まれることを勘案 し、21年度における畜産主要5道県の家畜飼養 頭羽数及び獣医師数を基に試算した。	県農政部
沖縄県	○	72人 (うち家畜保健衛生所 41人) (平成22年12月)	72人 (うち家畜保健衛生所 53人) (現状維持)	—	県農林水産部

(注) 1 調査対象道府県における都道府県計画の記載内容を基に当省が作成した。

2 「平成32年度の公務員獣医師確保目標設定」欄の「○」は、都道府県計画に公務員獣医師の確保目標数が設定されている県、「×」は、設定されていない道府県を示す。

3 「対象範囲」欄は、「計画策定時の現状人数（公務員獣医師数）（時点）」欄及び「平成32年度の公務員獣医師確保目標数」欄に記載された人数の対象範囲を示す。

4 沖縄県においては、家畜保健衛生所の公務員獣医師の確保目標数については、都道府県計画策定時の現状人数より増加させる目標数を設定しているが、家畜保健衛生所を含む県農林水産部全体の公務員獣医師については、都道府県計画策定時の現状人数を維持することとしているため、現状維持と整理した。